

## ○ 直轄事業の地方公共団体との調整に関する基本的な流れ

時期	予 算 要 求	当 年 度 事 業
4月～5月 ごろ		直轄事業負担金の各地方公共団体宛 通知
	知事(政令指定都市市長)・局長会議、事業連絡調整会議	
4月～	関係府県等への事業展開の説明・意 見把握	事業計画説明(主要事業の内容説明、 負担金等の一覧提示)
8月末	概算要求(対財務省) 概算要求内容の記者発表	
10～11月 ごろ	関係府県政令市等との意見交換	
11～12月 ごろ	事業計画(概算要求時点、地整案)通知 (地整局長 ⇒ 関係知事政令市長) ※	
12月 下旬	政府予算案決定	
12月下旬 ～1月	関係府県政令市等の意見把握	
2～3月	府県政令市議会等での予算措置	
3月末	政府予算成立 事業計画決定	
～ 4月初	文書協議(港湾事業のみ)	
随 時		補正予算の通知、府縣市予算措置に ついては、随時調整・通知を実施

※ 概算要求時点での通知であるため、その後の調整等の進捗に応じて予算額等に変更が生じれば、その都度、関係府県政令市にお知らせします。